

## ●BANSO 事件

知財高裁 令和 7 年 1 月 30 日		
令和 6(行ケ)10083 審決取消請求事件		
当事者	原告: 株式会社ばんそう 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標は図形部分が装飾的なものにとどまる一方、文字部分は外観において最も強く注目され、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるなどとして、「BANSO」の文字部分を要部として商標の類否を判断することが許されるとされた。引用商標についても同様に「BANSO」の文字部分が要部とされ、両商標は「BANSO」(いずれも A の横棒を省略している)の文字部分において外観上類似し、称呼も同一であって、観念においては比較できないとされ、それぞれ類似の商標と判断された。また、本願抵触役務(経営コンサルティングや事業管理、市場調査・分析結果等を提供する役務)と引用抵触役務(商品の販売や商品市場に関する情報等を提供する役務)とは、各役務により提供される情報が商品・市場に関するデータの提供とこれに基づく助言のような形で密接に結びついており、これらの役務が一体となって経営コンサルタント業者や市場調査業者等の同一営業主により対象分野の各事業者提供されている実情にあるため、それぞれ類似する役務と判断された。
対象商標	本願商標  第 35・41 類  引用商標  第 35・37 類	コメント: 文字部分の外観が類似するのは、たしかにそうかもしれない。
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

## ●JPC スポーツ教室事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 4 日		
令和 6(行ケ)10060 審決取消請求事件		
当事者	原告: X 被告: 特許庁長官	判決要旨: 商標法 4 条 1 項 6 号の趣旨は、①公益団体等の信用を尊重するとともに、②出所混同を防止し需要者らの利益を保護する点にあるとし、本号の「著名なもの」については②において同趣旨の 4 条 1 項 10 号の「需要者の間に広く認識されている」(いわゆる広知性)と整合的に解釈するのが合理的であるとされた。その上で、「JPC」が正式名称「日本パラリンピック委員会」を伴わず単独で使用される例も多いことや、「JPC」から思い浮かぶものとして「日本パラリンピック委員会」(1.8%)のほか、「パラリンピック」「スポーツ」など、これと関係する略語との意味で相当の認知度を示すといえる回答(合計 8.7%)があることなどから、引用標章「JPC」の著名性が認められ、本願指定役務「芸芸・スポーツ又は知識の教授」との関係で「JPC」を要部とする本願商標は、引用標章に類似すると判断された。
対象商標	本願商標 JPCスポーツ教室 第 41 類「芸芸・スポーツ又は知識の教授」ほか  引用標章 「JPC」	コメント: 「JPC」に関するその他の 6 号該当性についての争いはなく、「著名なもの」であるかどうか争われた。
結論	非営利公益事業の標章に類似(商標法 4 条 1 項 6 号)	

●大勝軒事件

知財高裁 令和 7 年 2 月 13 日		
令和 6(行ケ)10071 審決取消請求事件		
当事者	原告:株大勝軒 被告:有(有)大勝軒	<p>判決要旨:</p> <p>まず前提として、通常使用権の権利性(移転可能で対抗力を有するなど)に鑑みれば、商標権者が第三者に登録商標と同一の商標の使用を容認する態度を示していたとしても、それをもって無償の通常使用権の設定合意(黙示の合意)が成立したなどとたやすく認めるべきではなく、単なる「黙認」にとどまらない「権利の付与」に向けた明確かつ積極的な意思を客観的に確認できる必要があるとされた。</p> <p>その上で、本件商標についての関係者間の話では、使用者は本件商標を屋号として継続使用できるという認識があったのみで、その話の目的が「本件商標を使用することのできる権利の創設的な設定」にあったわけではなく、実際にも使用者は「大勝軒」の商標を継続使用する権利(平成 3 年法律第 65 号附則 3 条 1 項の継続的使用権)を有していたと認められるため、通常使用権の設定を受ける必要はなかった、などとして商標の使用が通常使用権者によるものとは認められなかった。</p> <p>コメント: 特許庁の審決が覆されたケースである。通常使用権の存在につき、裁判所ではやや厳格な判断が示された。</p>
対象商標	本件商標 <b>大 勝 軒</b> 第 42 類「中華料理の提供」	
結論	不使用(商標法 50 条 1 項)	

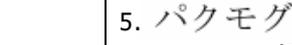
●INTUITION 事件

知財高裁 令和 7 年 1 月 22 日		
令和 6(行ケ)10072 審決取消請求事件		
当事者	原告:馳緑國際股份有限公司 被告:イントウイション スポーツ インコーポレーテッド	<p>判決要旨:</p> <p>本件審判請求の予告登録前 3 年以内に、本件商標の通常使用権者が、本件審判請求に係る指定商品に含まれる靴類について、本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていることを原告が証明したものと認められると判断された。</p> <p>コメント: 特許庁の取消審判において主張されていなかった事実に基づき使用が認められ、特許庁の審決が取消された。</p>
対象商標	本件商標 <b>INTUITION</b> 第 25 類	
結論	使用あり(商標法 50 条 1 項)	

●マイオフォーカス/MYOFOCUS 事件

知財高裁 令和 7 年 1 月 16 日		
令和 6(行ケ)10067 審決取消請求事件		
当事者	原告:X 被告:マイオフォーカス オーストラリア ピーティーワイ リミテッド*	判決要旨: 原告の提出したすべての証拠によっても、関連原告商標が被告各商標の使用が開始される前に作成され、使用された事実を認めるに足りないなどとして、関連原告商標は被告各商標を剽窃したものと推認された。また、本件商標についても、関連原告商標とは欧文字の文字構成や称呼が共通し、それぞれ同日に登録出願されていることに照らし、被告各商標を剽窃したものと推認された。 その上で、原告は被告がオーストラリアで使用していた被告各商標が我国において商標登録されていないことを奇貨として、我国における被告各商標の使用を阻止すること、被告の日本におけるビジネスを妨害することのみを目的として、本件商標の登録を得たものと認めるのが相当であって、このような商標は登録出願の経緯に社会相当性を欠くものがあるというべきであるから、商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとして審決に誤りはないと判断された。
対象商標	本件商標 マイオフォーカス MYOFOCUS 第 41・42・44 類 関連原告商標  被告各商標  ほか	コメント: ここでの関連原告商標を本件商標とする令和 6(行ケ)10068 についても、同様の判断がなされている。
結論	公序良俗違反(商標法 4 条 1 項 7 号)	

●パクとモグ事件

東京地裁 令和 7 年 1 月 24 日		
令和 4(ワ)11316 商標権侵害差止等請求事件		
当事者	原告:(株)グレープストーン 被告:ワタミ(株)	判決要旨: 原告商標 1 と被告標章 5 につき、外観は平仮名の「と」が含まれるか否かという点以外の大部分において共通していること、称呼は通常比較的弱く聴覚されることが多い中間音である「ト」が相違するのみであること、観念はいずれも物を食べることを意味する「ぱくぱく」及び「もぐもぐ」想起させること、などを理由にそれぞれ類似商標と判断され、被告によるミールキットの提供に対する差止・損害賠償請求が認められた。 このうち損害の額については、被告ウェブページ等で主に使用手されているのはアルファベットの「PAKUMOGU」で、片仮名の「パクモグ」(被告標章 5)は補助的に使用されているにすぎないなどとして、被告ミールキットの売上高の 1%(510 万円余り)が相当とされた。
対象商標等	原告商標 1.  2.  第 35 類「菓子の小売～」 被告標章 5.  ほか全 7 件	コメント: 前記以外の各商標の関係については、「パクとモグ」から「と」を抜いた上、アルファベットで記載したとしてもその表記が必ずしも「PAKUMOGU」となるわけではないなどとされ、いずれも類似関係は認められなかった。
結論	侵害・一部認容(商標法 36 条 1 項・2 項、38 条 3 項)	

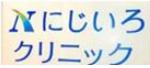
●エンジェル図形事件

東京地裁 令和 7 年 1 月 30 日		
令和 3(ワ)32244 損害賠償等請求本訴事件、令和 6(ワ)70389 商標権移転登録請求反訴事件		
当事者	本訴原告兼反訴被告：サクラインターナショナル(株) 本訴原告：サクラグループ(有) 本訴被告件反訴原告：Ai	判決要旨： 原告らは、スケートボーダー兼アーティストである被告との間でライセンス契約を締結し、被告のネットワークに係る知的財産(著作物・商標等)を使用して商品化ビジネスを展開していた。その後、当該知的財産の帰属につき争いとなり、本件における本訴・反訴が提起されたが、ライセンス契約によれば、本件各商標は被告の要求があれば返還することを条件として原告による商標登録が許されたものであるから、その移転登録手続を求める被告の反訴請求には理由があると判断された。
対象商標	本件商標 1.  ほか全 5 件	
結論	反訴につき：商標権移転(返還)義務あり	コメント： 関連する事件として令和 5(行ケ)10128~10130 がある(本コンテンツ 2024 年 9 月掲載分)。

●個別指導 Wam 事件

大阪高裁 令和 7 年 1 月 23 日		
令和 6(ネ)1775 違約金請求控訴事件 (原審：令和 5(ワ)829)		
当事者	控訴人(一審原告)：(株)エイチ・エム・グループ <sup>®</sup> 被控訴人(一審被告)：(株)リアルクリエイティブ <sup>®</sup>	判決要旨： 原審では、原告(控訴人)従業員に対して被告標章の付されたチラシが交付された際、個別指導 Wam は既に閉校している旨が説明され、またこのチラシは求められてやむなく交付したものであったことから、当該交付行為は営業表示としてなされたものではないなどされ、被告標章は出所表示機能・出所識別機能を果たす態様で用いられておらず、商標法 2 条 3 項柱書の「使用」には当たらないと判断されていた。控訴審においても、この判断が維持された。
対象商標	本件商標   被告標章 1.  ほか 1 件	コメント： 本コンテンツ 2024 年 8 月掲載分の控訴審判決である。控訴審では、被控訴人から控訴人へ一部マニュアルの返還義務があることは認められた(被控訴人は元は控訴人のフランチャイジー)。
結論	非侵害(商標法 36 条 1 項等)	

●にじいろクリニック事件

東京地裁 令和7年2月6日		
令和6(ネ)10051 商標権侵害損害賠償等請求控訴事件 (原審:令和5(ワ)70130)		
当事者	控訴人兼被控訴人:X(原告) 被控訴人兼控訴人:Y(被告)	判決要旨: 原審同様、被告各標章の使用による原告商標権の侵害が認められ、被告が文書提出命令に従わないことから、一部原告の主張する損害額が認められるなど、損害賠償請求、差止・廃棄請求が認められた(原審判決一部変更)。
対象 商標	原告商標 「にじいろクリニック」(標準文字) 第44類  被告標章 1. にじいろクリニック新橋 2. にじいろクリニック 3.  4. 	コメント: 本コンテンツ 2024年8月掲載分の原審判決に対し、両当事者が控訴したものである。原審では、虹色はLGBTのイメージカラーとされているから、LGBTの患者を対象とするクリニックにおいて原告商標を使用することは患者獲得に貢献し得る、などということが言われていた。
結論	侵害・一部認容(商標法38条3項・5項等)	